

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者  (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 ※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者  (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達, 介護者への反応, 記憶・ 理解のいずれかに支障がある者          (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝 達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8~4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他, 主治医意見書において, 認知症の症状がある旨が記載され ている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除 く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者  (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要と する者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と 認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者  (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

※ アの(二), オの(三)については該当の基本調査結果がないため, 以下の2点により指定居宅介護支援事業者が判断する。

1 主治の医師から得た情報

2 福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント

なお, この判断の見直しについては, 居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。